議案第40号

取手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につい て

取手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

取手市長 中村 修

提案理由

生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていないこどもを育てている家庭が,月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として,乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)が創設されたことに伴い,内閣府令で定められた基準を踏まえて本市における当該事業の設備及び運営に関する基準を定めるため,本条例を制定するものです。

取手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則(第1条~第19条)

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 乳児等通園支援事業の区分(第20条)

第2節 一般型乳児等通園支援事業(第21条~第24条)

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業(第25条・第26条)

第3章 雑則(第27条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。) 第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業(法第6条の3第23 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基 準(以下「最低基準」という。)を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な 訓練を受けた職員(乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「乳児等通園支援事業 所」という。) の管理者を含む。以下同じ。) が乳児等通園支援(乳児等通園支援事 業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供 並びにその保護者との面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。)を提供す ることにより、利用乳幼児(乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をい う。以下同じ。)が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

- 第3条 市長は、取手市児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園 支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)に対し、最低基準を超 えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。
- 2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。 (最低基準と乳児等通園支援事業者)
- 第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向 上させなければならない。
- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者にお いては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

- 第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人 一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、 常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備 を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。 (乳児等通園支援事業者と非常災害)
- 第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害 に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対す る不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

- 第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

- 第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための 移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗 車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる 方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

- 第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の 目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければな らない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、 その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援 事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各 号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしては ならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に

供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合(施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

- 第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営について の重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
 - (2) 提供する乳児等通園支援の内容
 - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに乳児等通園支援の提供を行わない日
 - (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
 - (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たって の留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

- 第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た 利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じ

なければならない。

(苦情への対応)

- 第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児 又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける ための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は 助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならな い。

第2章 乳児等通園支援事業 第1節 乳児等通園支援事業の区分

- 第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等 通園支援事業とする。
- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるもの に該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

- 第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には, 乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
 - (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
 - (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
 - (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

- (5)満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は 遊戯室及び便所を設けること。
- (6)保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室, ほふく室, 保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は次のア, イ及びカに掲げる要件に, 保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火 建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲 げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられ ていること。

	J o	
階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段
		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123
		条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階
		段
		2 待避上有効なバルコニー
		3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外
		傾斜路又はこれに準ずる設備
		4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各
		号に規定する構造の屋内階段
		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各
		号に規定する構造の屋内階段
		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
		又はこれに準ずる設備
		3 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3 号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾 又はこれに準ずる設備

4階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各
以上		号に規定する構造の屋内階段
の階		2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の
		屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各
		号に規定する構造の屋内階段(ただし,同条第1項各号に規
		定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、
		建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分
		に限り,屋内と階段室とは,バルコニー又は付室(階段室が
		同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号
		に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡するこ
		ととし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満
		たすものとする。)
		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
		3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の
		屋外階段

- ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の 各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられ ていること。
- エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この工において同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
 - (ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
 - (イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該 調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている こと。
- オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを 不燃材料で行っていること。
- カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を 防止する設備が設けられていること。

- キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン,敷物,建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

- 第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。
- 2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満 3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とす る。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下回ることはできない。
- 3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業 に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合 は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。
- (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所,幼稚園,認定こども園その他の施設 又は事業(以下「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であって, 当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育その 他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ,かつ, 専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

- 第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。)の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
 - (1)保育所 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年茨城県条例第61号)(保育所に係るものに限る。)
 - (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 茨城県幼稚園型認定こども園, 保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例(平成18年茨城県条例第64号)
 - (3) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年茨城県条例第42号)
 - (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第22号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について 準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるの は「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、第24条中「一般型乳児等通園支援事業 を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」と読み替えるも のとする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

付 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第41号

取手市みんなでいじめをなくすための条例の一部を改正する条例について

取手市みんなでいじめをなくすための条例(平成30年条例第21号)の一部を別 紙のとおり改正する。

令和7年9月2日提出

取手市長 中村 修

提案理由

文部科学省が策定している「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえ、当市における不登校重大事態の対処について、学校主体での調査及びその手続を明確化するほか、取手市いじめ問題専門委員会の部会及び臨時委員に関する規定を整備するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市みんなでいじめをなくすための条例の一部を改正する条例

取手市みんなでいじめをなくすための条例(平成30年条例第21号)の一部を次 のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す ように改正する。

改正後

改正前

(市立学校の責務)

第5条 (略)

- 2 市立学校は、当該市立学校に設置するい じめの防止等の対策のための組織(以下 「学校いじめ対策組織」という。)を中心 に、学校全体でいじめの防止等に関する取 組を推進しなければならない。
- 3 (略)
- あったときは、学校いじめ対策組織を中心 に、速やかに適切な措置を講じなければな らない。

(いじめの未然防止のための施策)

第11条 (略)

- 2 市立学校は、在籍する子どもの豊かな情 操及び道徳心を培い、心の通う対人交流の 素地を養うことが、いじめの未然防止に資 することを踏まえ、次に掲げる事項を行わ なければならない。
 - (1)及び(2) (略)
 - (3) いじめの防止等に関する措置を実効 的に行うため,校内に学校いじめ対策組 織を設置すること。
 - (4) (略)

(取手市いじめ問題専門委員会)

第19条 (略)

2から7まで (略)

(市立学校の責務)

第5条 (略)

- 2 市立学校は、当該学校のいじめの防止等 の対策のための組織を中心に、学校全体で いじめの防止等に関する取組を推進しな ければならない。
- 3 (略)
- 4 市立学校は、いじめの事実やその疑いが 4 市立学校は、いじめの事実やその疑いが あったときは、当該学校のいじめの防止等 の対策のための組織を中心に, 速やかに適 切な措置を講じなければならない。

(いじめの未然防止のための施策)

第11条 (略)

- 2 市立学校は、在籍する子どもの豊かな情 操及び道徳心を培い,心の通う対人交流の 素地を養うことが、いじめの未然防止に資 することを踏まえ、次に掲げる事項を行わ なければならない。
 - (1)及び(2) (略)
 - (3) いじめの防止等に関する措置を実効 的に行うため, 校内にいじめの防止等の 対策のための組織を設置すること。
 - (4) (略)

(取手市いじめ問題専門委員会)

第19条 (略)

2から7まで (略)

8 第3項の規定にかかわらず、教育委員会 は、個別の事項を調査審議させるため必要 があるときは,専門委員会に臨時委員を置

- くことができる。
- 9 第4項及び第5項の規定は、臨時委員に ついて準用する。
- 10 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該個 別の事項に関する調査審議が完了したと きは、解嘱されるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか,専門委員会 の組織及び運営に関し必要な事項は,教育 委員会が規則で定める。
- 第19条の2 専門委員会は、調査のため必 要があると認めるときは,専門委員会に専 門部会(以下単に「専門部会」という。)を 置くことができる。
- 2 専門部会の部会員は、専門委員会の委員 及び次条に規定する臨時委員のうちから, 専門委員会の委員長が指名する。
- 3 専門部会の部会長は、専門部会の部会員 の互選により定める。
- 4 専門部会は、専門委員会が必要と認める 事項に関し調査し、その結果を専門委員会 に報告するものとする。
- 第19条の3 第19条第3項の規定にかかわ らず,教育委員会は,個別の事項を調査審 議させるため必要があると認めるときは, 専門委員会の意見を聴いた上で,専門部会 の部会員又は第21条第3項の規定により 学校いじめ対策組織が調査を行う場合に おける委員として臨時委員を委嘱するこ とができる。
- 2 第19条第4項及び第5項の規定は. 臨時 委員について準用する。
- 3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該個 別の事項に関する調査審議が完了したと きは、解嘱されるものとする。
- 第19条の4 前3条に定めるもののほか、 専門委員会の組織及び運営に関し必要な 事項は、教育委員会が規則で定める。 (重大事態への対処)
- 第21条 市立学校は、重大事態が発生した 第21条 市立学校は、重大事態が発生した

(重大事態への対処)

ときは、学校いじめ対策組織による調査を ときは、いじめの防止等の対策のための組

行うとともに、当該重大事態が発生した旨 を、教育委員会を経由して直ちに市長に報 告しなければならない。

- 2 (略)
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項に規定 する報告に係る重大事態が法第28条第1 項第2号に掲げる場合に該当するときは、 教育委員会は、学校いじめ対策組織に調査 させることができる。この場合において、 教育委員会は、あらかじめ調査主体につい て専門委員会の意見を聴くものとする。
- <u>4</u> (略)

(学校いじめ対策組織による調査)

- 第21条の2 前条第3項の規定により学校 いじめ対策組織が調査を行う場合であっ て,教育委員会が調査のために必要がある と認めるときは,専門委員会の委員及び第 19条の3に規定する臨時委員のうちから, 事案ごとに指名する委員を学校いじめ対 策組織による調査に参加させることがで きる。
- 2 教育委員会は、前条第3項の規定により 学校いじめ対策組織が調査を行った場合 において、調査の結果について報告を受け たときは、同条第4項の規定によりその結 果を市長に報告するとともに、専門委員会 に対しても結果を報告するものとする。
- 3 教育委員会は、前条第3項の規定に基づ く学校いじめ対策組織による調査に関し、 必要な指導及び支援を行うものとする。 (再発防止のための措置)
- 第23条 市長及び教育委員会は,<u>第21条第4項</u>又は前条第2項に規定する報告を受けたときは、相互に連携し、当該報告に係る調査事案への対処及び当該調査事案と同種の事案の再発の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

織による調査を行うとともに,当該重大事態が発生した旨を,教育委員会を経由して直ちに市長に報告しなければならない。

2 (略)

3 (略)

(再発防止のための措置)

第23条 市長及び教育委員会は,<u>第21条第3項</u>又は前条第2項に規定する報告を受けたときは,相互に連携し,当該報告に係る調査事案への対処及び当該調査事案と同種の事案の再発の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第42号

町の区域の変更について

取手市内の町の区域を別紙変更調書のとおり変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月2日提出

取手市長 中村 修

提案理由

取手駅北土地区画整理事業の施行に伴い、当該事業区域について、町の区域に変更 の必要が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求め るものです。

変更調書

白山一丁目に変更する区域

中 央 町 甲804番11の一部、甲804番14の一部、甲804番15の一部、甲805番2の一部、甲805番3の一部、甲805番4、甲805番5の一部、甲805番10、甲821番2、甲821番4の一部、甲821番6の一部

新町二丁目 甲331番1、甲331番4、甲331番5、甲567番1の一部、甲571番1の一部、甲571番2の一部、甲571番4、甲572番1の一部、甲572番5の一部、甲577番2の一部、甲572番5の一部、甲572番5の一部、甲577番2の一部、甲817番3の一部、甲822番1の一部、甲822番2の一部、甲822番3、甲822番4、甲822番5の一部、乙1035番1の一部、乙1035番2の一部、乙1035番18、乙1035番19、乙1035番20、乙1043番3、乙1419番1の一部、乙1419番4の一部、乙1419番5の一部

井野一丁目 2992番4、2997番4、2997番9、3000番8

新町二丁目に変更する区域

白山一丁目 甲327番2の一部、甲328番2の一部、甲329番2の一部、甲 574番2の一部 上記の土地及びその土地に隣接介在する道路を変更する。

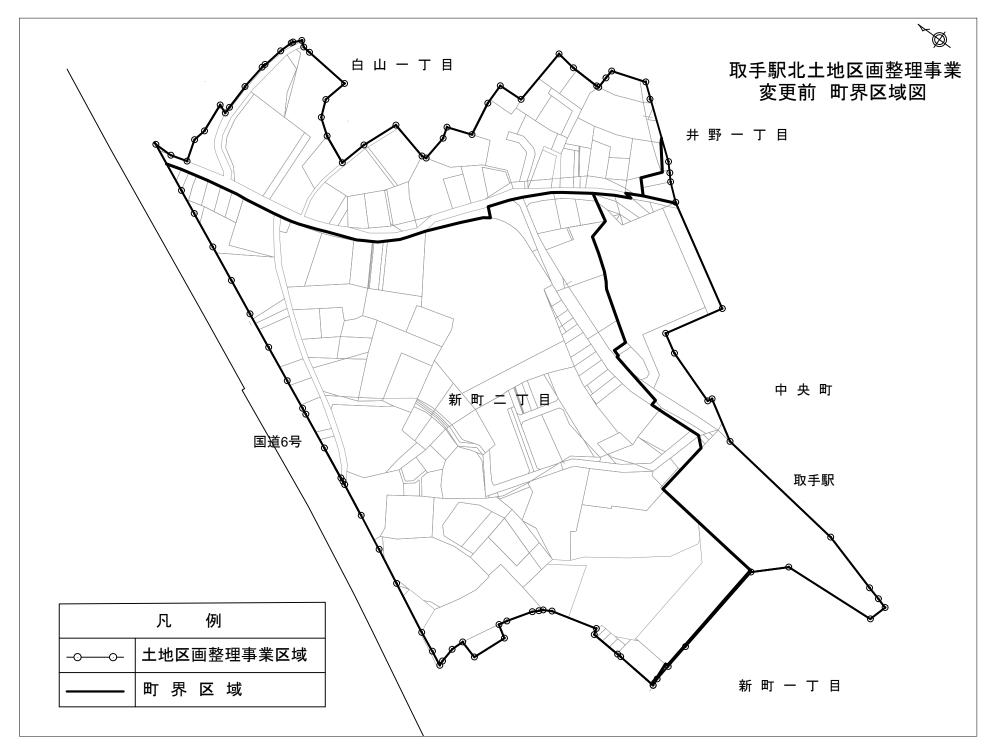
新町一丁目 甲527番3

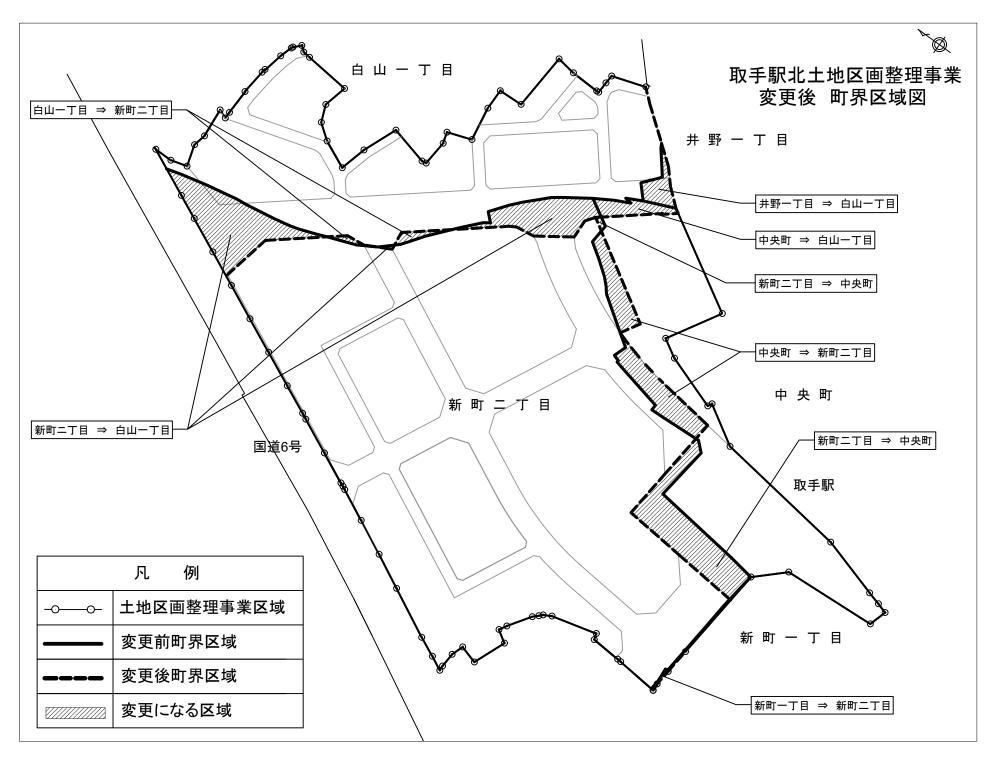
中 央 町 甲804番14の一部、甲804番16の一部、甲815番5の一部、 甲815番12、甲815番14、甲816番3、乙1418番2の 一部

中央町に変更する区域

新町二丁目 7番の一部、甲580番7の一部、甲580番8の一部、甲580番 19、甲582番2、甲582番3の一部、甲582番13の一部、 甲583番1の一部、甲822番5の一部、乙1369番1の一部、 乙1419番1の一部

上記地番は、令和7年5月7日現在の登記簿による。





議案第43号

令和7年度取手市一般会計補正予算(第4号)

令和7年度取手市一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,293,778千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ52,477,692千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年9月2日提出

取手市長 中村修

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入 (単位 千円) 款 計 項 補正前の額 補正額 方 例 交 付 10 地 金 88,000 8,021 96,021 1 地 方 特 例 付 交 金 85,000 8,021 93,021 方 付 交 11 地 税 8,730,000 476, 103 9, 206, 103 1 地 方 交 付 税 8, 730, 000 476, 103 9, 206, 103 庫 支 15 国 出 金 8, 189, 906 8, 313, 103 123, 197 1 国 庫 負 担 金 6, 729, 858 40,687 6, 770, 545 2 玉 庫 補 助 金 1, 379, 060 1, 461, 570 82, 510 支 16 県 出 金 3, 286, 883 4,623 3, 291, 506 1 県 負 担 金 2, 109, 155 2, 109, 310 155 2 県 補 助 金 859, 950 4,468 864, 418 19 繰 入 金 3, 999, 501 $\triangle 327,750$ 3,671,751 1 特 別 会 繰 入 金 5,937 97, 364 103, 301 2 基 金 入 金 3, 993, 564 △425, 114 3, 568, 450 越 20 繰 金 500,000 969, 049 1, 469, 049 1 繰 越 金 500,000 969,049 1, 469, 049 21 諸 収 入 966,066 7,935 974,001 6 雑 入 805, 267 7,935 813, 202 22 市 債 3, 760, 000 32,600 3, 792, 600 1 市 債 3, 760, 000 32,600 3, 792, 600 歳 合 計 入 51, 183, 914 1, 293, 778 52, 477, 692

歳 出 (単位 千円)

成 山										(単位 下門)
	款				項			補正前の額	補正額	計
2 総	務	費						10, 242, 892	1, 056, 390	11, 299, 282
			1 総	務	管	理	費	9, 059, 635	1, 056, 390	10, 116, 025
3 民	生	費						19, 509, 816	89, 639	19, 599, 455
			1 社	会	福	祉	費	8, 765, 908	△32	8, 765, 876
			2 児	童	福	祉	費	8, 094, 750	89, 671	8, 184, 421
			3 生	活	保	護	費	2, 648, 885		2, 648, 885
7 土	木	費						5, 253, 736	8, 775	5, 262, 511
			3 都	市	計	画	費	3, 713, 552	8, 775	3, 722, 327
8 消	防	費						1, 909, 800	29, 000	1, 938, 800
			1 消		防		費	1, 909, 800	29, 000	1, 938, 800
9 教	育	費						7, 203, 278	109, 974	7, 313, 252
			1 教	育	総	務	費	893, 439	100, 000	993, 439
			2 小	学		校	費	2, 417, 867	3, 173	2, 421, 040
			5 社	会	教	育	費	1, 274, 218	6, 801	1, 281, 019
	歳	出	合	Ī	計			51, 183, 914	1, 293, 778	52, 477, 692

第 2 表 地 方 債 補 正

(変 更) (単位 千円)

Г	知 体 の 日 め		補	正前			補	正 後	
	起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
世プ	緊 急 防 災 · 減 災 事 業	2, 244, 200	普通貸借 又 は 証券発行	直し方式で借り 入れる政府資金 及び地方公共団	30年以内、大学をおり、大学をでは、10年の	2, 276, 800	普通貸借 又 は 証券発行	3.0%以内 (ただ方のとは後のたは後の利率り金団金率のたは、でのでは、がののでは、がののでは、がののでは、でののでは、がののでは、でののでは、でののでは、でののでは、でののでは、でのでは、で	30年以内 政行条が都期限ははする。 政行条に、に及短に を他る。政据還、若供 で で の は は は は る は は る に る に る が に る が に る が り に る が り に る の る が り し に る り し に る り し る ら 。 と り る ら 。 と り る ら る ら る 。 と る ら る 。 る る 。 る る 。 る る 。 る る 。 る る 。 る 。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括 歳 入

(単位 千円)

				款				補正前の額	補正額	計
10	地	方	特	例	交	付	金	88, 000	8, 021	96, 021
11	地		方	交	付		税	8, 730, 000	476, 103	9, 206, 103
15	国		庫	支	出		金	8, 189, 906	123, 197	8, 313, 103
16	県		支		出		金	3, 286, 883	4, 623	3, 291, 506
19	繰			入			金	3, 999, 501	△327, 750	3, 671, 751
20	繰			越			金	500, 000	969, 049	1, 469, 049
21	諸			収			入	966, 066	7, 935	974, 001
22	市						債	3, 760, 000	32, 600	3, 792, 600
		歳	入	Î	<u></u>	計		51, 183, 914	1, 293, 778	52, 477, 692

歳出												(単位 千円)
						補	正	額	\mathcal{O}	財	源	内	訳
	款		補正前の額	補正額	計	特	定		財		源		. 机工 日子 河石
						国県支出金	地	方	債	そ	\mathcal{O}	他	一般財源
2 総	務	費	10, 242, 892	1, 056, 390	11, 299, 282			3,	600				1, 052, 790
3 民	生	費	19, 509, 816	89, 639	19, 599, 455	126, 791							△37, 152
7 土	木	費	5, 253, 736	8, 775	5, 262, 511								8, 775
8 消	防	費	1, 909, 800	29, 000	1, 938, 800			29,	000				
9 教	育	費	7, 203, 278	109, 974	7, 313, 252	1,029					4,	160	104, 785
歳	出合	計	51, 183, 914	1, 293, 778	52, 477, 692	127, 820		32,	600		4,	160	1, 129, 198

2 歳 入

(款) 10 地方特例交付金			(項) 1 地方				(単位 千円)
目	補正前の額	補 正 額	計	節 区 分	金額	説明	
1地方特例交付金	85, 000	8, 021	93, 021	1地方特例交付金		住宅借入金等特別税額控除減収補てん特例交付金	3,888 増
						・定額減税減収補てん特例交付金	4, 133
計	85, 000	8, 021	93, 021				
(款) 11 地方交付税			(項) 1 地方	交付税			
1地 方 交 付 税	8, 730, 000	476, 103	9, 206, 103	1地 方 交 付 税	476, 103	・普通交付税	476, 103 増
計	8, 730, 000	476, 103	9, 206, 103				
(款) 15 国庫支出金			(項) 1 国庫				
1民生費国庫負担金	6, 707, 246	40, 687		1社会福祉費負担金	14, 589	· 自立支援補装具費負担金(過年度)	3, 228
						自立支援給付費負担金(過年度)	11, 361
				4児童福祉費負担金	10, 436	・障害児入所給付費等負担金(過年度)	10, 436
				5生活保護費負担金	15, 354	生活保護費(過年度)	15, 354
				7老人福祉費負担金	308	· 低所得者保険料軽減負担金 (過年度)	308
計	6, 729, 858	40, 687	6, 770, 545				
(款) 15 国庫支出金			(項) 2 国庫	補助会			
1総務費国庫補助金	498, 660	82, 057		5物価高騰対応重点	82 057	· 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	82, 057
1 心切 英	100, 000	02, 001	000,111	支援地方創生臨時	02, 001	70 面间隔对心里小人级2077 高上面"1人口里	02, 001
				交付金			
6教育費国庫補助金	70, 704	453	71, 157	2小学校費補助金	453	医療施設運営費等補助金	453
計	1, 379, 060	82, 510	1, 461, 570				
(款)16 県支出金			(項) 1 県負	也会			
2民生費県負担金	2, 107, 806	155		7老人福祉費負担金	155	・低所得者保険料軽減負担金(過年度)	155
計	2, 107, 300		2, 107, 301		100	图// 行行 体例有程例只适业(题干及)	100
н	_,,	100	=, 100, 010				
(款) 16 県支出金			(項) 2 県補	助金			
1民生費県補助金	464, 527	3, 892	468, 419	3 医療福祉費補助金	3, 892	· 医療福祉医療費(過年度)	3, 892
6教育費県補助金	331, 598	576	332, 174	3小学校費補助金	576	• 教育支援体制整備事業費補助金	576

(款) 16 県支出金			(項) 2 県補	助金					(単位 千円)
目	補正前の額	補正額	計	1	節	^	4	説明	
計	859, 950	4, 468	864, 418	区	分	金	額		
百	659, 950	4, 400	004, 410						
(款) 19 繰入金			(項) 1 特別:	会計繰入金					
1国民健康保険事業	1	20, 249	20, 250	1国民健	康保険事業		20, 249	国民健康保険事業特別会計繰入金	20,249 増
特別会計繰入金				特別会	計繰入金				
2後期高齢者医療	100	24, 432	24, 532	1後期高	齢者医療		24, 432	• 後期高齢者医療特別会計繰入金	24, 432 増
特別会計繰入金				特別会	計繰入金				
3介護保険特別会計	5, 836	52, 683	58, 519	1介護保	険特別会計		52, 683	・介護保険特別会計繰入金	52,683 増
繰 入 金				繰	入 金				
計	5, 937	97, 364	103, 301						
(款) 19 繰入金			(項) 2 基金						
1財政調整基金	835, 660	$\triangle 448,051$	387, 609	1財 政 請	周 整 基 金	\triangle	448, 051	・財政調整基金繰入金	448,051 減
繰 入 金				繰	入 金				
4公共施設整備基金	108, 107	4, 160	112, 267		設整備基金		4, 160	・公共施設整備基金繰入金	4,160 増
繰 入 金				繰	入 金				
6ふるさと取手応援	2, 455, 188	18, 777	2, 473, 965		と取手応援		18, 777	・ふるさと取手応援基金繰入金	18,777 増
基金繰入金					繰 入 金				
計	3, 993, 564	△425, 114	3, 568, 450						
(款) 20 繰越金			(項) 1 繰越:	Δ.					
1繰 越 金	500,000	969, 049			度 繰 越 金		969, 049	・前年度繰越金	969,049 増
計	500, 000	969, 049	1, 469, 049		文 旅 逸 並		303, 013	印11人人体发生	000, 010 PH
н	000,000	505, 045	1, 100, 040						
(款) 21 諸収入			(項) 6 雑入						
5雑 入	395, 397	7, 935	403, 332	5民 生	費 雑 入		3,821	・生活困窮者自立相談支援委託料精算金(過年度	
)	896
								・ぬくもり学習支援業務委託料精算金(過年度)	334
								・ひきこもり相談支援業務委託料精算金(過年度	
)	16

(款) 21 諸収入	(項) 6 雑入	(単位 千円)

Ħ	補正前の額	補正額	計			節				説明	
Ħ	無正則の領	州 止 領	ĒΙ	区		分		金	額	说 明 	
5 雑 入										・成年後見制度中核機関運営委託料精算金(過年	
										度)	1,589
										・ファミリーサポートセンター事業委託料精算金	
										(過年度)	586
										・基幹相談支援センター業務委託料清算金(過年	
										度)	400
				6 衛 生	E. 費	雑	入		4, 114	取手北相馬休日夜間緊急診療所運営委託料精算	
										金 (過年度)	4, 114
計	805, 267	7, 935	813, 202								

_(款) 22 市債 (項) 1 市債

8緊急	防災・減災事	2, 244, 200	32, 600	2, 276, 800	1緊急防災	減災事	32,600	・緊急防災・減災事業債	32,600 増
業	債				業	債			
	計	3, 760, 000	32, 600	3, 792, 600					

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円) 補 正 額 正額の財源内 訳 飾 (補正前の額) 定 般 説 明 目 財 源 __ 区 分 金 額 方債そ 国県支出金 地 \mathcal{O} 4 財 20,386 20, 386 管理費(4,494,241) (4,514,627)20,386 24 積 立 金 20,386 21 ふるさと取手応援寄附金推進事業に要する経費 20,386 増 20,386 増) 積立金 ・ふるさと取手応援基金積立金 20,386 増 6 財 産 200,000 200,000 管理費(256, 582) 456, 582) 200,000 24 積 立 金 200,000 25 公共施設整備基金積立金 200,000 増 積立金 200,000 増) • 公共施設整備基金積立金 200,000 増 11 災 3,600 害 3,641 41 対策費 70, 519) 74, 160) 41 17 備品購入費 3,641 23 防災施設等の整備に要する経費 3,600 3,641 増 備品購入費 3,641 増) ・Jアラート受信機 3,641 14 財政調整 688, 363 688, 363 基金費(276, 736) 965, 099) 488,363 24 積 立 金 688, 363 20 財政調整基金積立金 488,363 増 積立金 488, 363 増)

495 減

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

(款) 2 総社	<u> </u>					(項) 1 総	努管理費				(単位 千円)
	補 正 額	補	正額の	財 源	内	訳	節				
目	(補正前の額)	特	定財	源		一般	区分	金額	説明		
	(計)	国県支出金	地方債	そ の	他	財源		亚、帜			
14 財政調整									・財政調整基金積立金		488, 363 増
基金費	Ī										
						200, 000)		21 減債基金積立金		200,000 増
									At 1. A	,	
									積立金	(200,000 増
									・減債基金積立金		200,000 増
15 諸 費	₹ 144, 000					144, 000					
то нд 🔑	(1,496,867)					111,000					
	(1,640,867)										
	1,010,0017					144, 000	22 償 還 金、	144, 000	33 過年度国庫支出金等過誤納返還金		144,000 増
						,	利子及び				,
							割引料		償還金、利子及び割引料	(144,000 増
									· 過年度国庫支出金等過誤納返還金		144,000 増
	1, 056, 390		3, 600)		1, 052, 790					
項 計	(9,059,635)										
	(10, 116, 025)										
	1, 056, 390		3, 600)		1, 052, 790)				
款 計	(10, 242, 892)										
	(11, 299, 282)										
(#4) 0 0 1	/I. #					(***) - +1	^ 				
(款) 3 民生 1 社会福祉		1	1	1			会福祉費	I	1		
	$\triangle 495$ (1, 647, 582)					△495]				
総務質											
	(1,647,087)					A 405	 27 繰 出 金	۸ ۸۵۲	540 国民健康保険事業特別会計繰出金		40F 3 -1
			+			△495		△495	140 国戊健尿休腴	— —	495 減
									繰出金	(495 減
	1			1					/V/ F-1	`	100 100

• 国民健康保険事業特別会計繰出金

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費 (単位 千円)

(詠) 3 民生	· 具						(頃) 1 11.5				(単位	. 下門)
	補 正 額				財 源	内	訳	節				
目	(補正前の額)	特		財	源		一般	区分	金額	説明		
	(計)	国県支出金	地 方	債	その	他	財 源	区 万	金 領			
2 障 害 者	0	14, 589					△14, 589					
福 祉 費	(2,688,694)	国庫支出金										
	(2,688,694)											
		14, 589					△14, 589			33 自立支援に要する経費		
											_	
		11, 361					△11, 361			(1) 介護給付費等に関する経費	<u></u>	
											 "	
										財源充当の変更		
		3, 228					△3, 228			(3) 補装具費に関する経費	_	
										財源充当の変更		
3 老 人	463	308										
福 祉 費	(3, 728, 911)											
	(3, 729, 374)	155										
		県支出金										
		463						27 繰 出 金	463	48 介護保険特別会計繰出金		463 増
										AB 111 A	,	122 (24)
										繰出金	(463 増)
										• 介護保険特別会計繰出金		463 増
5 医 療	0	3, 892					A 2 000					
5 医 療 福 祉 費							△3, 892					
油 红 貧	(699, 983)	州人山 並										
	(099, 983)	3, 892					△3, 892			6 医療福祉費助成に要する経費		
		5, 892					△3,892			0 区別田仙貝切队に安りる社員	_	
										財源充当の変更		
										州がルヨツを欠		
							I.					

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

	補 正 額	補	正額	の財	源内	訳		節			
目	(補正前の額)	特	定り	材 测	原	一般	4	\Rightarrow	A 妬	説	明
	(計)	国県支出金	地方	債そ	の他	財 源	区	N	金額		
	△32	18, 944				△18, 976					
項 計	(8, 765, 908)										
	(8,765,876)										

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(款) 3 民生			(頃) 2 児頭	 国			 	
1児童福祉	89, 671	82, 057	 7, 614					
総 務 費	(754, 017)	国庫支出金						
	(843,688)							
		82, 057	7, 614	11 役 務 費	3,627	41 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に要する経		
				1 通 信 運	3, 627	費	89,671	
				搬費				
		82, 057	7,614	12委 託 料	86, 044	(10) とりでっ子応援ギフトカード給付事業に関する経		
						費	89,671	
						役務費	3,627)
						通信運搬費	3,627	
						委託料	86, 044)
						・ギフトカード発行管理業務委託料	85, 951	
						・給付金システム処理業務委託料	93	
2 児 童	0	10, 436	△10, 436					
措置費	(2,743,872)	国庫支出金						
	(2,743,872)							
		10, 436	△10, 436			29 障害児通所給付費に要する経費		
						財源充当の変更		
	89, 671	92, 493	△2, 822					
項 計	(8,094,750)							
	(8, 184, 421)							

(款) 3 民生費 (項) 3 生活保護費 (単位 千円)

	工具						(項) 3 工1	口小唆貝			(-	上 匠 111)
	補 正 額	補	正額	の貝	讨 源	内	訳	節				•
目	(補正前の額)	特	定	財	源		一 般	E A	∧ <i>i</i> +s±			
	(計)	国県支出金	地方	債そ	こ の	他	財 源	区分	金 額			
2扶助費	10000000000000000000000000000000000000	15, 354					△15, 354	:				
	(2, 488, 300)	国庫支出金										
	(2, 488, 300)											
		15, 354					$\triangle 15, 354$:		20 生活保護に要する経費		
								1				
										財源充当の変更		
	0	15, 354					△15, 354					
項 計	(2,648,885)											
	(2, 648, 885)											
	89, 639	126, 791					△37, 152					
款 計	(19, 509, 816)											
	(19, 599, 455)											
款) 7 土							(項) 3 都河					
8 西口都市	ਰ 8,775						8, 775					
	前(584,752)											
事業費	慢 (593, 527)											
							8, 775	27 繰 出 金	8, 77	20 取手駅西口都市整備事業特別会計繰出金		8, 775 ±
										繰出金	(8, 775 ±
										・取手駅西口都市整備事業特別会計繰出金		8, 775 ±
	8, 775						8, 775	i				
項 計	(3,713,552)											
	(3,722,327)											
	8,775						8, 775	i e				
			1					1	1			

(5, 253, 736) (5, 262, 511) (款) 8 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

(1947) 0 11119					() 1	11.41	77 只				•	一下 1117
	補 正 額	補	正額の	財 源 内	訳		節					
目	(補正前の額)	特	定 財	源	<u> </u>	般	区分	金額	説	明		
	(計)	国県支出金	地 方 債	そのも	也財	源	区分	金 領				
1 常 備	29,000		29, 000)								
消防費	(1,673,721)											
	(1,702,721)											
			29, 000				14 工事請負費	29,000	22 消防庁舎の管理運営に要する経費			29,000 増
								·				
									工事請負費		(29,000)
									・戸頭消防署非常用発電機改修工事			29,000
												,
	29,000		29,000									
項 計	(1,909,800)											
Д Н1	(1,938,800)											
	29,000		29,000)								
款計	(1,909,800)		23,000									
/D/ E1	(1,938,800)											
	(1, 350, 600)											

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(101) 0 1/1	7		() 1 1)					
2事務局費	100, 000 (626, 187) (726, 187)		100,000		100,000			100 000 124
			100, 000	24 積 立 金	100, 000	21 学校施設整備基金積立金 積立金 ・学校施設整備基金積立金	(100,000 増 100,000 増) 100,000 増
項計	100, 000 (893, 439) (993, 439)		100, 000					

(款) 9 教育費 (項) 2 小学校費 (単位 千円)

「秋ノ 3 秋月	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,						(均)	۷ /۱۰-	, IO A						半位 10/
	補 正 額	補	正 額	の貝	財 源	内	訳		í	節					
目	(補正前の額)	特	定	財	源		_	般	区分		金額	説	明		
	(計)	国県支出金	地 方	債そ	さ の	他	財	源	上		金 領				
1 学 校	1, 558	453						529							
管 理 費	(450, 855)	国庫支出金													
	(452, 413)	576													
		県支出金													
		1,029						529		酬	1,034	22 小学校保健衛生に要する経費		_	1,558 増
										費	71				
									1費用	弁	71	報酬		(1,034 増)
									償			• 会計年度任用職員報酬			1,034
										費	453	旅費		(71 増)
									1消耗	品	248	費用弁償			71 増
									費			需用費		(453 増)
									9 医薬	材	205	消耗品費			248 増
									料	費		医薬材料費			205 増
4 学 校	1,615							1,615							
給 食 費	(367, 284)														
	(368, 899)														
								1,615	10 需 用			21 給食施設整備に要する経費			1,615 増
									6 修繕	料	1,615				
												需用費		(1,615増)
												修繕料			1,615 増
	3, 173	1, 029						2, 144							
項 計	(2,417,867)														
	(2, 421, 040)														

 (款) 9 教育費
 (項) 5 社会教育費

 2 公民館費
 4,631
 4,160
 471

 (175,281)
 繰入金
 4,20

 (179,912)
 4,160
 471

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

(款) 9 教育	[資				(頃) 5 往往	会教育費				(、甲位 十円)
	補 正 額	補	正額の		訳	節					
目	(補正前の額)	特	定 財	源	一般	区分	金額	説	明		
	(計)	国県支出金	地 方 債	その他	財 源		並 領				
2 公民館費				4, 160	471		4,631	23 公民館施設整備に要する経費			4,631 増
						6 修繕料	4,631				
								需用費		(4,631 増)
								修繕料			4,631 増
4文化財					2, 170	1					
保 護 費	(21, 261)										
	(23, 431)										
					2, 170	11 役 務 費	1,821	24 埋蔵文化財調査・整理に要する経費			2,170 増
						4 手数料	1,821				
						13 使用料及び	349	役務費		(1,821 増)
						賃 借 料		手数料			1,821 増
								使用料及び賃借料		(349 増)
								• 市内遺跡確認緊急調査機器賃借料			349 増
	6, 801			4, 160	2, 641						
項計	(1, 274, 218)										
	(1,281,019)										
	109, 974	1, 029		4, 160	104, 785						
款計	(7, 203, 278)										
	(7, 313, 252)										
	1, 293, 778	127, 820	32, 600	4, 160	1, 129, 198						
歳出合計	(51, 183, 914)										
	(52, 477, 692)										

一般職

		職員数		給	· 費		共 済 費	合 計	備考
区	分	(人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	(千円)	(千円)	Vm У
補	正前	(885) 764		3, 015, 200	3, 003, 197	7, 193, 394	1, 209, 836	8, 403, 230	
補	正 後	(887) 764		3, 015, 200	3, 003, 197	7, 194, 428	1, 209, 836	8, 404, 264	
比	較	(2)	1, 034			1, 034		1, 034	

^{※()}内は、再任用職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

π	砕	区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職手当		時間外勤務手当	児童手当
41	膱		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
į	員	補 正 前	68, 800	55, 600	53, 900	110, 900	11, 580	208, 946	49, 100
=	手	補 正 後	68, 800	55, 600	53, 900	110, 900	11, 580	208, 946	49, 100
<u> </u>	当	比 較							
0	カ	区分	期末手当		退職手当負担金		休日勤務手当	夜間勤務手当	管理職員特別勤務手当
			(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
P	勺	補 正 前	830, 085	694, 638	476, 700	383, 800	45, 538	11,800	1,810
言	訳	補正後	830, 085	694, 638	476, 700	383, 800	45, 538	11, 800	1, 810
		比較							

ア 会計年度任用職員以外の職員

		職員数		給 与	· 費		共 済 費	合 計	備考
区	分	概 貝 剱	報酬	給 料	職員手当	計			
		(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
補正	前	(70) 764		3, 015, 200	2, 838, 374	5, 853, 574	1, 065, 240	6, 918, 814	
補正	後	(70) 764		3, 015, 200	2, 838, 374	5, 853, 574	1, 065, 240	6, 918, 814	
比	較								

※() 内は、再任用職員数の外書き。

職	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当	児童手当 (千円)
	補正前	68, 800						
手	補 正 後	68, 800	55, 600	53, 900	110, 900	11, 580	208, 946	49, 100
当	比較							
		押十てル	勤勉手当	退職手当負担金	地域手当	从 口勘数毛业	夜間勤務手当	管理職員特別勤務手当
0)	区 分	期末手当 (千円)			-	休日勤務手当 (千円)		
内	区 分 補 正 前		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
		(千円)	(千円) 619, 300	(千円) 476, 700	(千円) 383, 800	(千円) 45, 538	(千円) 11,800	(千円) 1,810

イ 会計年度任用職員

区	分	職員数	報 酬 (千円)	給 <u></u> 給 料 (千円)	チ 費 職員手当 (千円)	計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備考
補正	前	(815)	(1 1 4 /		164, 823			, , , , ,	
補正	後	(817)	1, 176, 031		164, 823	1, 340, 854	144, 596	1, 485, 450	
比	較	(2)	1,034			1, 034		1, 034	

※() 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

	区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職手当		時間外勤務手当	
職		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
員	補正前							
手	補 正 後							
当	比較							
0	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金(千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当
内	補正前	89, 485	75, 338					
訳	補 正 後	89, 485	75, 338					
	比 較							

地方債の前々年度及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書

			1	I.	(単位 十円)
	前々年度末	前 年 度 末		増減見込み	当該年度末
区 分			当 該 年 度 中	当 該 年 度 中	
	現 在 高	現 在 高	起 債 見 込 額	元金償還見込額	現在高見込額
1. 普 通 債	21, 008, 117	21, 124, 151	6, 098, 300	1, 955, 777	25, 266, 674
(1) 総 務 債	145, 524	128, 548		16, 976	111, 572
(2) 民 生 債	227, 039	264, 923	76, 200	21, 485	319, 638
(3) 衛 生 債	16, 910	15, 348	73, 300	1,878	86, 770
(4) 農 林 水 産 業 債	142, 098	130, 281	9, 300	18, 970	120, 611
(5) 商 工 債	25, 598	22, 880	30, 000	2, 978	49, 902
(6) 土 木 債	1, 686, 922	1, 823, 983	791, 800	206, 417	2, 409, 366
(7) 消 防 債	521, 900	632, 578	118, 800	93, 082	658, 296
(8) 教 育 債	3, 179, 276	3, 580, 833	2, 173, 300	267, 756	5, 486, 377
(9) 合 併 特 例 債	13, 375, 027	12, 621, 645	129, 600	1, 146, 402	11, 604, 843
(10) 行政改革等推進債(地域再生分)	1, 354				
(11) 災 害 復 旧 債	12, 883	8, 778		1,845	6, 933
(12) 緊 急 防 災 · 減 災 事 業 債	609, 132	543, 768	2, 297, 300	99, 247	2, 741, 821
(13) 全 国 防 災 事 業 債	71, 361	67, 167		4, 199	62, 968
(14) 防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債	698, 688	722, 177	8, 800	44, 546	686, 431
(15) 緊急自然災害防止対策事業債	41,865	196, 498	294, 400	2, 245	488, 653
(16) 公共施設等適正管理推進事業債	158, 140	189, 944	54, 200	20, 997	223, 147
(17) 脱 炭 素 化 事 業 債	94, 400	165, 200		6, 754	158, 446
(18) 防 災 対 策 事 業 債		9, 600	6, 500		16, 100
(19) こども・子育て支援事業債			17, 400		17, 400
(20) デ ジ タ ル 活 用 推 進 事 業 債			17, 400		17, 400
2. 減 税 補 て ん 債	102, 517	51, 730		35, 514	16, 216
3. 臨 時 財 政 対 策 債	19, 783, 100	18, 082, 715		1, 843, 683	16, 239, 032
4.減 収 補 て ん 債	909, 993	728, 610		59, 830	668, 780
5. 調 整 債	164, 640	154, 560		10, 080	144, 480
6. 退 職 手 当 債	33, 960				
7. 災害援護資金貸付債	10, 138	7, 521		1,821	5, 700
合 計	42, 012, 465	40, 149, 287	6, 098, 300	3, 906, 705	42, 340, 882

議案第44号

令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算(第1号)

令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳 出それぞれ692,344千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和7年9月2日提出

取手市長 中村 修

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入				.,							(単位 千円)
	款				項				補正前の額	補正額	計
3 繰	入	金							584, 752	8, 775	593, 527
			1 他	会	計	繰	入	金	584, 752	8, 775	593, 527
4 繰	越	金							1, 100	6, 225	7, 325
			1 繰		ŧ	或		金	1, 100	6, 225	7, 325
	歳	入	合		計				677, 344	15, 000	692, 344

出 (単位 千円) 款 項 補正前の額 補正額 計 1 事 業 費 224, 621 15,000 239, 621 務 費 2 総 124, 639 124, 639 業 3 事 費 99,841 15,000 114, 841 歳 出 合 計 677, 344 692, 344 15,000

第 2 表 繰 越 明 許 費

		款				項		事 業 名	金	額
1	事	業	費	3	事	業	費	取手駅西口A街区複合公共施設整備事業	1	5,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括 歳 入

		<u> </u>	款			補正前の額	補正額	計
3 繰			入		金	584, 752	8, 775	593, 527
4 繰			越		金	1, 100	6, 225	7, 325
	歳	入	合	計		677, 344	15, 000	692, 344

歳出												<u>í</u>)	単位	千円)
						補	正	額	\mathcal{O}	財	源	内	訳	
	款		補正前の額	補正額	計	特	定		財		源		ńЛ	
	4.					国県支出金	地	方	債	そ	の	他	一 / /5	財源
1 事	1 事 業 費			15, 000	239, 621						8,	775		6, 225
歳	出合	計	677, 344	15, 000	692, 344						8,	775		6, 225

2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 千円)

Ħ	補正前の額	補 正 額	글		節				∄H	HB.	
Ħ		補 正 額	日日	区	分	金	額		配	97	
1一般会計繰入金	584, 752	8, 775	593, 527	1一般会	計繰入金		8, 775	·一般会計繰入金			8,775 増
計	584, 752	8, 775	593, 527								

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

(/19/()	1 水池亚					715.			_
1繰	越	金	1, 100	6, 225	7, 325	1前年度繰越金	6, 225	・前年度繰越金	6, 225 増
	計		1, 100	6, 225	7, 325				

3 歳 出

(款) 1 事業費 (項) 2 総務費 (単位 千円)

	補 正 額	補 正 額	の財源内	訳	節		
目	(補正前の額)	特定	け 源	一般	区 分	金額	説明
	(計)	国県支出金 地 方	債その他	財 源	区 刀	並 領	
1総務費	0		△6, 225	6, 225			
	(124, 639)		繰入金				
	(124, 639)						
			△6, 225	6, 225			2 一般職人件費
							財源充当の変更
	0		△6, 225	6, 225			
項 計	(124, 639)						
	(124, 639)						

(款) 1 事業費 (項) 3 事業費 1事業費 15,000 15,000 99,841) 繰入金 114,841) 12 委 託 料 15,000 77 取手駅北地区建築物整備事業に要する経費 15,000 15,000 委託料 15,000 · 取手駅西口A街区複合公共施設基本計画策定 等支援業務委託料 15,000 15,000 15,000 項 計 99,841) 114,841) 8, 775 15,000 6, 225 款 計 224, 621) 239, 621) 15,000 8,775 6, 225 歳出合計 677, 344) 692, 344)

議案第45号

令和7年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

令和7年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ564,448千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,340,786千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月2日提出

取手市長 中村 修

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位 千円) 歳 入 款 補正前の額 補正額 計 項 庫 支 3 国 出 金 495 496 1 国 庫 補 助 金 495 496 支 出 金 4 県 6, 928, 179 3, 488 6, 931, 667 補 1 県 助 金 6, 928, 179 6, 931, 667 3, 488 6 繰 入 金 1, 186, 707 1, 187, 202 $\triangle 495$ 1 他 会 繰 計 入 金 570, 179 $\triangle 495$ 569, 684 7 繰 越 金 560, 960 560, 961 1 繰 越 金 560,960 560, 961 計 入 合 9, 776, 338 564, 448 10, 340, 786

歳出											(単位 千円)
	款	•				項			補正前の額	補正額	計
1 総	Ž	務	費						260, 387		260, 387
				1 総	務	管	理	費	190, 231		190, 231
5 基	金	漬 立	金						167, 139	542, 826	709, 965
				1 基	金	積	<u>1</u> .	金	167, 139	542, 826	709, 965
6 諸	支	出	金						16, 224	21, 622	37, 846
				1 償 遺	量 金 及	び還	付 加	算 金	16, 223	1, 373	17, 596
				2 繰		出		金	1	20, 249	20, 250
		歳	出	合	i	計			9, 776, 338	564, 448	10, 340, 786

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括 歳 入

(単位 千円)

		款			補正前の額	補正額	<u>≓</u>
3 国	庫	支	出	金	1	495	496
4 県	支		出	金	6, 928, 179	3, 488	6, 931, 667
6 繰		入		金	1, 187, 202	△495	1, 186, 707
7 繰		越		金	1	560, 960	560, 961
	歳	卜 合	計		9, 776, 338	564, 448	10, 340, 786

出 (単位 千円) 正額 \mathcal{O} 財 源 款 特 定 財 源 補正前の額 補正額 計 一般財源 債 他 国県支出金 地 方 そ \mathcal{O} 1 総 務 費 260, 387 260, 387 495 $\triangle 495$ 1 5 基 金 積 金 167, 139 542, 826 709, 965 542, 826 支 6 諸 出 金 16, 224 21,622 37,846 21,622 歳 合 計 出 10, 340, 786 9, 776, 338 564, 448 495 $\triangle 495$ 564, 448

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

(単位 千円)

	П	補正前の額	補正額	卦	節		章	田田	
	Ħ	州上刊 り 領	開 止 領	日日	区 分	金 額	元	明	
2	子ども・子育て支	0	495	495	1子ども・子育て支	495	・子ども・子育て支援事業費補助金		495
	援事業費補助金				援事業費補助金				
	計	1	495	496					,

(款) 4 県支出金

(項) 1 県補助金

1保険給付費等	6, 926, 411	3, 488	6, 929, 899	2 特	別	交	付	金	3, 488	• 特定健診等負担金(過年度)	3, 488
交 付 金											
計	6, 928, 179	3, 488	6, 931, 667								

(款) 6 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

ĺ	1一般会計繰入金	570, 179	△495	569, 684	2職 貞	員 給 」	与 費	等	△495	・事務費等繰入金	495 減
ı					繰	入		金			
ĺ	計	570, 179	△495	569, 684							

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰	越	金	1	560, 960	560, 961	1その他繰越金	560, 960	・前年度繰越金	560,960 増
	計		1	560, 960	560, 961				

3 歳 出

542,826

167, 139) 709, 965) 542, 826

167, 139) 709, 965)

項 計

款計

(款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費 (単位 千円) 補 正 額 補 正額の 財 源 内 訳 節 特 (補正前の額) 定 財 源 般 説 明 目 区 分 金 額 国県支出金 地 方 債そ の 他 源 $\triangle 495$ 般 0 495 管理費(187,549) 国庫支出金 繰入金 187, 549) 495 $\triangle 495$ 70 国保事務に要する経費 財源充当の変更 0 495 $\triangle 495$ 項 計 190, 231) 190, 231) 0 495 $\triangle 495$ 款計 260, 387) 260, 387) (款) 5 基金積立金 (項) 1 基金積立金 1 財政調整 542, 826 542, 826 167, 139) 金(積立金(709, 965) 542,826 24 積 立 金 542,826 75 財政調整基金積立金 542,826 増 積立金 542,826 増) • 財政調整基金積立金 542,826 増

542, 826

542, 826

_	5	

(款) 6 諸	支出金						(項)	1 償i	還金及び還付加	算金		(単位	千円)
	補 正 額	補	正 :	額の	財源	1 内	訳		節				
目	(補正前の額	特 特	定	財	源		_	般	区分	金額	説明		
	(計) 国県支出金	地	方 債	そ 0)他	財	源		亚 识			
3 償 還 🕏	金 1,373							1, 373					
	(1												
	(1, 374)											
								1, 373	22 償 還 金、		3 75 国庫金等返還金	1,	373 増
									利子及び				
									割引料		償還金、利子及び割引料		373 増)
											・国庫金等返還金	1,	373 増
	1, 373							1, 373					
項 計	(16, 223												
	(17, 596)											
	支出金						(項)	2 繰	出金				
1一般会計							4	20, 249					
繰出金	金 (1)											

1一般会計		9			20, 249					
繰出金	(1)								
	(20, 25	0)								
					20, 249	27 繰 出 金	20, 249	75 国民健康保険一般会計繰出金		20,249 増
								繰出金	(20,249 増)
								• 一般会計繰出金		20,249 増
	20, 24	9			20, 249					
項 計	(1)								
	(20, 25	0)								
	21, 62	2			21, 622					
款計	(16, 22	4)								
	(37, 84	6)								
	564, 44	8 49	5	$\triangle 495$	564, 448					
歳出合計	(9, 776, 33	8)								
	(10, 340, 78	86)								

議案第46号

令和7年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

令和7年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,652千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳 出それぞれ4,060,694千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月2日提出

取手市長 中村 修

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位 千円) 歳 入 款 計 項 補正前の額 補正額 越 4 繰 金 600 24, 432 25,032 1 繰 越 金 600 24, 432 25, 032 庫 支 出 金 6 国 220 220 補 1 国 庫 助 金 220 220 歳 入 合 計 4,060,694 4, 036, 042 24, 652

出 (単位 千円) 款 計 項 補正前の額 補正額 務 費 1 総 220 245, 466 245, 246 務 管 費 1 総 理 239, 768 220 239, 988 支 3 諸 出 金 3,700 24, 432 28, 132 出 2 繰 金 100 24, 432 24, 532 歳 計 出 合 4, 036, 042 24, 652 4,060,694

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括 歳 入

//15/2							\ - -
		款			補正前の額	補正額	計
4 繰		越		金	600	24, 432	25, 032
6 国	庫	支	出	金		220	220
	歳	入 合	計		4, 036, 042	24, 652	4, 060, 694

歳	出														(.	単位	千円)
									補	正	額	\mathcal{O}	財	源	内	訳	
		漬	实			補正前の額	補正額	計	 特	定		財		源		th)	7 日子 沙玉
									国県支出金	地	方	債	そ	\mathcal{O}	他	一 危	対 源
1 総		Ž	務		費	245, 246	220	245, 466	220								
3 諸		支	出		金	3, 700	24, 432	28, 132									24, 432
	歳	出	合	計		4, 036, 042	24, 652	4, 060, 694	220								24, 432

2 歳 入 (款) 4 繰越金 (単位 千円) (項) 1 繰越金

	В		補正前の額	補正額	計			節					≅K	HH.	
	Ħ		畑上川 りつ領	佣 止 領	ĦΙ]	國	分		金	額		武	97	
1 繰	越	金	600	24, 432	25, 032	1前 4	下 度	繰越	金		24, 432	• 前年度繰越金			24, 432 増
	計		600	24, 432	25, 032										

(叔) 0 国犀又山金 (垻) 1 国犀佣助金	(款)	6 国庫支出金	(項)	1 国庫補助金
-------------------------	-----	---------	-----	---------

1子ども・子育て支	0	220	220	1子ども・子育て支	220	・子ども・子育て支援事業費補助金	220
援事業費補助金				援事業費補助金			
計	0	220	220				

24, 432

3,700) 28, 132)

款 計

3 歳 出 (款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費 (単位 千円) 補 正 額 補 正額の財源内 訳 飾 (補正前の額) 定 財 般 説 明 目 区 分 金 額 国県支出金 地 方 債そ の 般 220 220 管理費(239, 768) 国庫支出金 239, 988) 12 委 託 料 220 220 70 後期高齢者医療事務に要する経費 220 増 委託料 220 増) ・子ども・子育て支援金システム改修委託料 220 220 220 項計 239, 768) 239, 988) 220 220 款計 245, 246) 245, 466) (款) 3 諸支出金 (項) 2 繰出金 1他 会 計 24, 432 24, 432 繰出金(100) 24, 532) 24,432 27 繰 出 金 24,432 75 後期高齢者医療一般会計繰出金 24,432 増 繰出金 24,432 増) • 一般会計繰出金 24,432 増 24, 432 24, 432 項 計 100) 24, 532)

24, 432

	補 正 額	補	補 正 額 の 財 源 内 訳					節					
目	(補正前の額)	特	定	財	源		一 般		区	分	金額	説	明
	(計)	国県支出金	地 方	債 -	その	他	財源			カ	金額		
	24, 652	220					24, 4	32					
歳出合計	(4,036,042)												
	(4,060,694)												

議案第47号

令和7年度取手市介護保険特別会計補正予算(第1号)

令和7年度取手市介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58,181千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳 出それぞれ9,642,997千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月2日提出

取手市長 中村 修

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位 千円) 歳 入 款 計 項 補正前の額 補正額 支 3 国 庫 出 金 1, 894, 752 3,099 1,897,851 庫 2 国 助 金 312, 682 3,099 315, 781 支 出 5 県 金 1, 346, 307 8,336 1, 354, 643 1 県 負 担 金 1, 269, 239 6,400 1, 275, 639 補 助 金 3 県 77,067 1,936 79,003 7 繰 入 金 1, 733, 460 $\triangle 186, 818$ 1, 546, 642 会 般 計 繰 入 金 1 — 1, 486, 127 463 1, 486, 590 金 入 金 2 基 247, 333 △187, 281 60,052 8 繰 越 金 28,610 233, 564 262, 174 1 繰 越 金 28,610 233, 564 262, 174 歳 入 合 9, 584, 816 9, 642, 997 58, 181

歳 出 (単位 千円)

/// Ц		款			項 補正前の額 補正額	計
2 保	険	給	付	費	8, 773, 266	8, 773, 266
					1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費 8,106,780	8, 106, 780
					2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費 208,685	208, 685
					3 そ の 他 の 諸 費8,482	8, 482
					4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費 218,118	218, 118
					5 高額医療合算介護サービス等費 36,984	36, 984
					6 特定入所者介護サービス等費 194,217	194, 217
4 基	金	積	$\overline{\underline{\gamma}}$	金	1, 395 5, 498	6, 893
					1 基 金 積 立 金 1,395 5,498	6, 893
5 諸	支		出	金	79, 446 52, 683	132, 129
					1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金 73,610	73, 610
					2 繰 出 金 5,836 52,683	58, 519
		景	轰	出	合計9,584,81658,18	9, 642, 997

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括 歳 入

(単位 千円)

		款			補正前の額	補正額	=
3 国	庫	支	出	金	1, 894, 752	3, 099	1, 897, 851
5 県	支		出	金	1, 346, 307	8, 336	1, 354, 643
7 繰		入		金	1, 733, 460	△186, 818	1, 546, 642
8 繰		越		金	28, 610	233, 564	262, 174
	歳 入	合	計		9, 584, 816	58, 181	9, 642, 997

出 (単位 千円) 正額 \mathcal{O} 財 源 内 訳 款 定 特 補正前の額 補正額 計 源 一般財源 債 国県支出金 地 方 その 他

険 給 付 費 2 保 8, 773, 266 8, 773, 266 6, 400 △177, 333 170, 933 <u>\f</u> 4 基 金 積 金 5, 498 5, 035 463 1, 395 6,893 支 5 諸 出 金 52,683 $\triangle 9,948$ 62, 631 79, 446 132, 129 歳 計 出 合 58, 181 $\triangle 186, 818$ 9, 584, 816 9, 642, 997 11, 435 233, 564

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金			(項) 2 国庫	補助金						(単位 千円)
B	補正前の額	補正額	計			節			説	明
·	而止的少娘			区	分		金	額		-01
1 地域支援事業交付金	49, 816	3, 099	52, 915	2 過	年 度	分		3, 099	・介護予防・日常生活支援総合事業交付金	3, 099
(介護予防・										
日常生活支援										
総合事業)										
計	312, 682	3, 099	315, 781							
(# <u>\</u>)			(元) 1 旧 4	1 11 Λ						
(款) 5 県支出金	1 000 000		(項) 1 県負		te nic	/\		C 400	Λ - # νΛ / 1 # .	C 400
1介護給付費負担金計	1, 269, 239 1, 269, 239	6, 400 6, 400			年 度	分		6, 400	· 介護給付費負担金	6, 400
ĪΤ	1, 209, 239	0, 400	1, 275, 639							
(款) 5 県支出金			(項) 3 県補	助金						
1 地域支援事業交付金	31, 134	1, 936	33, 070		年 度	分		1,936	・介護予防・日常生活支援総合事業交付金	1,936
(介護予防・	·	·						•		
日常生活支援										
総合事業)										
計	77, 067	1, 936	79, 003							
(款) 7 繰入金			(項) 1 一般							
5低所得者保険料	89, 861	463	90, 324	2 過	年 度	分		463	・低所得者の保険料軽減に要する費用	463
軽減繰入金										
計	1, 486, 127	463	1, 486, 590							
(款) 7 繰入金			(項) 2 基金	綖入全						
1介護給付費準備	247, 333			1介護;	給付費	進備	∧ 1	187, 281	·介護給付費準備基金繰入金	187, 281 減
基金繰入金	211,000	2101, 201	00,002		(A) 操 入			101, 201	/1 8×17日17 尺 丁 加 企 业/水/、业	101, 201 pg
計	247, 333	△187, 281	60, 052		7,710	• 111				
	,		,							
(款) 8 繰越金			(項) 1 繰越	金						
1 繰 越 金	28, 610	233, 564	262, 174	1前 年	度繰	逑 金	2	$233, \overline{564}$	・前年度繰越金	233, 564 増
計	28, 610	233, 564	262, 174							

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

(款) 2 保険	 能付費						(項)	1 개韻	隻サービ	ク 寺諸	質			(単位 千円)
	補 正 額	補		の	財 源	内	訳			節				
目	(補正前の額)	特	定	財	源		_	般	区	分	₽.	額	説明	
	(計)	国県支出金	地方	債	その	他	財	源		·刀	4.	似		
1居宅介護	0	3, 235			△65,	686	6	52, 451						
	(3, 381, 840)	県支出金			繰入金									
給 付 費	(3, 381, 840)													
		3, 235			△65,	686	6	52, 451					75 居宅介護サービス給付費に要する経費	
													財源充当の変更	
a total Nata Vi														
2 地域密着					△20,	684	2	20, 684						
型介護					繰入金									
サービス														
給 付 費					A 00	CO 4		00 004					25 地状衆美刑人禁止 バッが仕事に悪よッ奴事	
					△20,	084	- 2	20, 684					75 地域密着型介護サービス給付費に要する経費	
													財源充当の変更	
													対例が元ヨジ友文	
3 施設介護	0	3, 165			△66,	678	6	53, 513						
	(3, 257, 592)	-			繰入金			,						
	(3, 257, 592)													
		3, 165			△66,	678	6	53, 513					75 施設介護サービス給付費に要する経費	
													財源充当の変更	
4 居宅介護						297		297						
福祉用具					繰入金									
購入														
給 付 費														
					Δ	297		297					75 居宅介護福祉用具購入給付費に要する経費	
													TINE LIVE	
													財源充当の変更	

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

(単位 千円)

(454)					() 1) 1	Z / U / III		(十三 114)
	補 正 額	補	正額(の財源内	訳	節		
目	(補正前の額)	特	定具	才源	一般	豆 八	A 姫	説明
	(計)	国県支出金	地方	債その他	財 源	区分	金額	
5 居宅介護	0			△719	719			
住宅改修	(33,600)			繰入金				
給 付 費	(33,600)							
				△719	719			75 居宅介護住宅改修給付費に要する経費
								財源充当の変更
6 居宅介護	0			△9,005	9, 005			
サービス	(463, 488)			繰入金				
計 画								
給 付 費								
				△9, 005	9, 005			75 居宅介護サービス計画給付費に要する経費
								財源充当の変更
	0	6, 400		$\triangle 163,069$	156, 669			
項 計	(8, 106, 780)							
	(8, 106, 780)							

(款) 2 保険給付費

(項) 2 介護予防サービス等諸費

1介護予防	0		$\triangle 3,271$	3, 271		
サービス	(153, 900)	į	繰入金			
給 付 費	(153, 900)					
			$\triangle 3,271$	3, 271		75 介護予防サービス給付費に要する経費
						財源充当の変更

(款) 2 保険給付費

(項) 2 介護予防サービス等諸費

	大州门 貝				(現) 4 川前	要丁物リーに入	寸 阳 貝	
	補 正 額	補	正額の	財 源 内	訳	節		
目	(補正前の額)		定財	源	一般	区分	金額	説明
	(計)	国県支出金	地方值	責そ の 他	財源		金 領	
2 地域密着	0			△38	38			
型介護	(1,001)			繰入金				
予 防	(1,001)							
サービス								
給 付 費								
				△38	38			75 地域密着型介護予防サービス給付費に要する経費
								財源充当の変更
3 介護予防				△64	64			
福祉用具				繰入金				
購入		1						
給 付 費								
				△64	64			75 介護予防福祉用具購入給付費に要する経費
								財源充当の変更
4 介護予防	0			△394	394			
4 介護予防 住宅改修				△394 繰入金	394			
住宅以修 給 付 費				深八金				
和小角	10, 408			△394	394			75 介護予防住宅改修給付費に要する経費
				∠ 394	394			10 月度丁別は七以形和刊貝に安りの程頁
								財源充当の変更
								対加ルコツ及火
5 介護予防	0			△693	693		 	
サービス				繰入金				
計画				10107 3 315				
給付費								
/H 13 A				△693	693			75 介護予防サービス計画給付費に要する経費
					500			TO THE TOTAL TO BE BEING TO THE TOTAL TO THE
	1		1		1		<u> </u>	1

(項) 2 介護予防サービス等諸費 (単位 千円) (款) 2 保険給付費 補正額 補正額の財源内訳 節 (補正前の額) 般 説 明 目 定 財 区 分 金 額 国県支出金 地 方債その 5 介護予防 財源充当の変更 サービス 画 給付費 4, 460 0 $\triangle 4,460$ 項 計 208, 685) 208, 685) (款) 2 保険給付費 (項) 3 その他の諸費 1審查支払 $\triangle 170$ 170 0 手数料(8,482) 繰入金 8,482) $\triangle 170$ 170 75 審査支払手数料に要する経費 財源充当の変更 0 $\triangle 170$ 170 項 計 8,482) 8,482) (款) 2 保険給付費 (項) 4 高額介護サービス等費 4, 453 1高額介護 $\triangle 4,453$ サービス(繰入金 217, 956)

75 高額介護サービス費に要する経費

財源充当の変更

△4, 453

4, 453

217, 956)

	-	
_	a	-

(款) 2 保険給付費

(項) 4 高額介護サービス等費

(単位 千円)

	補 正 額	補	正 額 の	財 源 内	訳	節		
目	(補正前の額)	特	定財	源	一般	区分	金額	説明
	(計)	国県支出金	地方債	その他	財 源	区 刀	立 領	
2高額介護	0			△3	3			
予 防	(162)			繰入金				
サービス	(162)							
費								
				$\triangle 3$	3			75 高額介護予防サービス費に要する経費
								財源充当の変更
	0			△4, 456	4, 456			
項 計	(218, 118)							
	(218, 118)							

(款) 2 保険給付費

(項) 5 高額医療合算介護サービス等費

1高額医療	0		△791	791		
合算介護(36, 960)		繰入金			
サービス (36, 960)					
費						
			△791	791		75 高額医療合算介護サービス費に要する経費
						財源充当の変更
2高額医療	0		$\triangle 1$	1		
合算介護(24)		繰入金			
予 防(24)					
サービス						
費						
			△1	1		75 高額医療合算介護予防サービス費に要する経費
1						
						財源充当の変更

(款) 2 保険給付費

(項) 5 高額医療合算介護サービス等費

(単位 千円)

	補 正 額	補	正額	0	財 源 内	訳			節		
目	(補正前の額)	特	定	財	源	_	般	区	分	A 妬	説明
	(計)	国県支出金	地 方	ī 債	その他	財	源	ı ك	ガ	金 額	
	0				△792		792				
項 計	(36, 984)										
	(36, 984)										

(卦) 9 促除於母弗

(頃) 6 株字1 正老企業サービフ学典

合付費			(項) 6 特定	三入所者介護サービス等費	
0		△4, 383	4, 383		
194, 040)		繰入金			
194, 040)					
		△4, 383	4, 383		75 特定入所者介護サービス費に要する経費
					財源充当の変更
0		△3	3		
177)		繰入金			
177)					
		$\triangle 3$	3		75 特定入所者介護予防サービス費に要する経費
					財源充当の変更
0		△4, 386	4, 386		
194, 217)					
194, 217)					
0	6, 400	△177, 333	170, 933		
8, 773, 266)					
8, 773, 266)					
	0 194, 040) 194, 040) 0 177) 177) 177) 0 194, 217) 194, 217) 0 8, 773, 266)	0 194, 040) 194, 040) 0 177) 177) 177) 0 194, 217) 194, 217) 0 8, 773, 266)	○ (194, 040) (194, 040) (194, 040) (194, 040) (194, 040) (194, 383) (194, 383) (194, 383) (194, 217) (194,	○ 194, 040) 194, 040)	○ 194,040) 194,040)

(款) 4 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位 千円)

	補 正	額	補	正	額(D .	財 源	内	訳				節				
目	(補正前の	額)	特	定	貝	ţ	源		_	般	区	分		金額	説明		
	(計)	国県支出金	地	方	債	その	他	財	源		カ		並 領			
1介護給付	5, 4	98	3, 099					463									
費準備基	(1, 3	95)	国庫支出金			糸	桑 入金										
金積立金	(6, 8	93)	1, 936														
			県支出金														
			5, 035					463			24 積	$\frac{1}{2}$	金	5, 498	75 介護給付費準備基金積立金		5,498 増
															積立金	(5,498 増)
															· 介護給付費準備基金積立金		5,498 増
	5, 4	98	5, 035					463									
項 計	(1, 3	95)															
	(6,8	93)															
	5, 4	98	5, 035				•	463									
款 計	(1, 3	95)															
	(6,8	93)															

(款) 5 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

3 償 還 3	金	0		△9, 948	9, 948		
	(70,000)		繰入金			
	(70,000)					
				△9, 948	9, 948		75 国庫金等返還金
							財源充当の変更
		0		△9, 948	9, 948		
項 計	(73,610)					
	(73,610)					

(款) 5 諸支出金 (項) 2 繰出金 (単位 千円)

	<u>СШ ж</u>						(切) 4 除	ш ж					(平位 107
	補 正 額	補	正	額の	財 源	内	訳		節					
目	(補正前の額	(特別)	定	財	源		一般	区	分	金額	説	明		
	(計) 国県支出金	地	方 債	その	他	財 源		N	並 領				
1一般会計	52, 683						52, 68	3						
繰出金	(5,836)												
	(58, 519)												
							52, 68	3 27 繰	出 金	52, 683	75 介護保険一般会計繰出金			52,683 増
											繰出金		(52,683 増)
											• 一般会計繰出金			52,683 増
	52, 683						52, 68	3						
項 計	(5,836)												
	(58, 519)												
	52, 683				△9	, 948	62, 63	1						
款 計	(79, 446)												
	(132, 129)												
	58, 181	11, 43	5		△186	, 818	233, 56	4				_		
歳出合計	(9, 584, 816)												
	(9,642,997)												
L	•			·	•		·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u> </u>			·		•

報告第7号

令和6年度取手市健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和6年度取手市健全化判断比率に監査委員の審査意見を付して報告する。

令和7年9月2日提出

取手市長 中村 修

健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和6年度取手市健全化判断比率を下記のとおり報告する。

記

	実質赤字比率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比率	将来負担比率
健全化 判断比率	- %	- %	7.0 %	9.4 %
早期健全化 基 準	12.05 %	17.05 %	25.0 %	350.0 %

備考

- (1) 健全化判断比率については、暫定の数値(速報値)である。
- (2) 健全化判断比率の項目のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の欄については、取手市の実質赤字額及び連結実質赤字額がいずれもないことから、「一」を記載している。

報告第8号

債権の放棄について

取手市債権管理条例第6条の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条例第7条の規定により報告する。

令和7年9月2日提出

取手市長 中村修

(別紙) 放棄した債権

放棄した債権の名称	債 権 を 放棄した日	放棄した事由	放棄した債権の件数	放棄した 債権の金額
新型コロナワクチン 接種費返還金	令 和 7 年 3月31日	第2号 該 当	1 件	4, 554 円

備考 放棄した事由の欄の号番号は、取手市債権管理条例第6条各号のいずれに該当するものかを示したものである。

認定第1号

令和6年度取手市一般会計決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和6年度取手市一般会 計決算に監査委員の審査意見を付して提出するから認定されたい。

令和7年9月2日提出

認定第2号

令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和6年度取手市取手駅西口 都市整備事業特別会計決算に監査委員の審査意見を付して提出するから認定さ れたい。

令和7年9月2日提出

認定第3号

令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計決算に監査委員の審査意見を付して提出するから認定されたい。

令和7年9月2日提出

認定第4号

令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計決算に監査委員の審査意見を付して提出するから認定されたい。

令和7年9月2日提出

認定第5号

令和6年度取手市介護保険特別会計決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和6年度取手市介護保 険特別会計決算に監査委員の審査意見を付して提出するから認定された い。

令和7年9月2日提出

認定第6号

令和6年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和6年度取手市競輪事業特別会計決算に監査委員の審査意見を付して提出するから認定されたい。

令和7年9月2日提出

認定第7号

令和6年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和6年度取手地方公平委員 会特別会計決算に監査委員の審査意見を付して提出するから認定されたい。

令和7年9月2日提出

同意案第18号

取手地方公平委員会委員の選任に関する同意について

取手地方公平委員会委員に下記の者を引き続き選任したいので、地方公務員 法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名 大峰 芳樹(おおみね よしき)

令和7年9月2日提出

氏 名 大 峰 芳 樹 (おおみね よしき)

生年月日 昭和26年12月8日(73歳)

住 所 取手市駒場

学 歴

昭和49年 3月 日本大学経済学部卒業

職歷

昭和50年 1月 取手市役所入庁 平成14年 4月 健康福祉部生涯健康づくり政策室課長 平成16年 4月 教育委員会教育企画推進室課長 平成18年 4月 教育委員会教育次長 平成19年 7月 市民部次長 平成20年 4月 政策推進部次長 (広聴・市民サービス担当) 平成22年 4月 財政部長 平成24年 3月 取手市役所定年退職

その他の経歴

平成25年10月 取手地方公平委員会委員 現在に至る

同意案第19号

取手地方公平委員会委員の選任に関する同意について

取手地方公平委員会委員に下記の者を引き続き選任したいので、地方公務員 法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名 坂上雅弘(さかがみ まさひろ)

令和7年9月2日提出

氏 名 坂上雅弘(さかがみ まさひろ)

生年月日 昭和33年9月29日(66歳)

住 所 北相馬郡利根町大字羽中

学 歴

昭和57年 3月 東洋大学文学部国文学科卒業

職歷

昭和57年 4月 利根町役場入庁 平成17年 9月 企画課課長補佐 平成18年 4月 税務課副主幹 平成22年 4月 税務課課長補佐 平成25年 4月 教育委員会学校教育課課長補佐 平成28年 3月 利根町役場退職 平成28年 4月 真宗大谷派 応順寺 住職 現在に至る

その他の経歴

令和 2年12月 取手地方公平委員会委員 現在に至る

同意案第20号

取手地方公平委員会委員の選任に関する同意について

取手地方公平委員会委員に下記の者を引き続き選任したいので、地方公務員 法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名 染 谷 隆(そめや たかし)

令和7年9月2日提出

経歴書(抜粋)

氏 名 染谷隆(そめやたかし) 生年月日 昭和29年2月26日(71歳)

住 所 守谷市松ケ丘

> 学 歴

昭和52年 3月 専修大学法学部法律学科卒業

職 歴

昭和52年 4月 守谷町役場入庁 平成14年 4月 教育委員会学校教育課課長 平成16年 4月 総務部総務課課長 平成19年 4月 教育委員会教育部次長 平成22年 4月 教育委員会教育部長 平成26年 3月 守谷市役所定年退職 平成26年 4月 守谷市役所再任用職員 平成31年 3月 守谷市役所退職

その他の経歴

令和 3年10月 取手地方公平委員会委員 現在に至る

諮問第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員として、松浦 勉氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第 3項の規定に基づき議会の意見を求める。

記

氏 名 松浦 勉(まつうら つとむ)

令和7年9月2日提出

氏名松 浦勉(まつうら つとむ)生年月日昭和26年1月12日(74歳)

住 所 取手市本郷

学 歴

昭和48年 3月 東京都立大学経済学部卒業

職 歴

昭和48年 4月 東京都教育委員会勤務 昭和52年 4月 板橋区役所勤務 昭和63年 4月 荒川区役所勤務(心身障害者福祉センター所長) 平成 2年 4月 板橋区役所勤務 (区史編さん室長、教育委員会庶務課長、選挙管理委員 会事務局長、教育委員会次長、福祉部長を歴任) 平成23年 3月 板橋区役所定年退職 平成23年 4月 板橋区役所再任用職員(板橋区公文書館副館長)

平成28年 3月 板橋区役所退職

その他の経歴

平成14年 4月	大東文化大学大学院非常勤講師
平成18年 4月	板橋区社会福祉協議会理事
平成23年 9月	取手市民生委員児童委員 現在に至る
平成24年10月	群馬医療福祉大学大学院非常勤講師
平成28年 6月	取手市情報公開及び個人情報保護審査会委員
平成28年10月	人権擁護委員 現在に至る
平成29年 8月	(仮称) 取手市いじめ防止対策推進条例検討委員会 副委員長
平成30年 4月	取手市文化財保護審議会委員 現在に至る
平成30年 5月	取手市いじめ問題対策連絡協議会 会長
令和 6年 3月	取手市福祉有償運送等運営協議会 会長 現在に至る

諮問第3号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員として、色川 昇氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第 3項の規定に基づき議会の意見を求める。

記

氏 名 色 川 昇 (いろかわ のぼる)

令和7年9月2日提出

氏名色川昇(いろかわのぼる)生年月日昭和27年12月14日(72歳)住所取手市椚木

学 歴

昭和52年 3月 日本大学文理学部卒業

職歷

昭和52年 4月 取手市立寺原小学校 講師 昭和53年 4月 谷和原村立小絹小学校 教諭 昭和56年 4月 取手市立取手第一中学校 教諭 取手市教育委員会 社会教育主事 平成 3年 4月 取手市立取手小学校 教諭 平成 6年 4月 平成 9年 4月 利根町立太子堂小学校 教頭 平成12年 4月 利根町立文小学校 教頭 平成14年 4月 守谷市立守谷小学校 教頭 平成16年 4月 茨城県教育庁総務課・県南生涯学習センター次長 平成18年 4月 取手市立高井小学校 校長 平成21年 4月 取手市立戸頭東小学校 校長 平成23年 4月 取手市立藤代中学校 校長 平成25年 3月 取手市立藤代中学校定年退職 令和 5年 3月 取手市役所会計年度任用職員 現在に至る

その他の経歴

平成25年 4月 取手市教育委員会社会教育指導員 平成28年10月 人権擁護委員 現在に至る

諮問第4号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員として、日高 栄子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条 第3項の規定に基づき議会の意見を求める。

記

氏 名 日 髙 栄 子(ひだか えいこ)

令和7年9月2日提出

氏 名 日 髙 栄 子(ひだか えいこ)

生年月日 昭和31年6月3日(69歳)

住 所 取手市白山

学 歴

昭和53年 3月 白梅学園短期大学心理技術科卒業

職歷

昭和 5 0 年 4 月 警視庁入庁 昭和 5 6 年 5 月 警視庁退職

その他の経歴

平成15年 7月 取手市民生委員児童委員主任児童委員 (令和5年8月まで)

平成29年 4月 取手市青少年相談員 現在に至る

令和 5年 1月 人権擁護委員 現在に至る

令和 5年 9月 取手市民生委員児童委員 現在に至る

令和 7年 4月 取手市立取手西小学校学校運営協議会委員

現在に至る

諮問第5号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員として、戸部 明彦氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条 第3項の規定に基づき議会の意見を求める。

記

氏 名 戸 部 明 彦(とべ あきひこ)

令和7年9月2日提出

氏 名 戸 部 明 彦(とべ あきひこ)生年月日 昭和32年1月15日(68歳)住 所 取手市新川

学 歴

昭和54年 3月 茨城大学教育学部中学数学科卒業

職 歴

昭和54年 4月 土浦市立土浦第二中学校 教諭 昭和62年 4月 藤代町立藤代中学校 教諭 平成 5年 4月 藤代町立桜が丘小学校 教諭 取手市立取手第一中学校 教諭 平成 8年 4月 平成14年 4月 取手市教育委員会 指導主事 平成18年 4月 取手市立藤代南中学校 教頭 取手市教育委員会 指導課長 平成21年 4月 平成23年 龍ケ崎市立城南中学校 校長 4月 平成26年 4月 取手市立取手第一中学校 校長 平成29年 取手市立取手第一中学校定年退職 3月 平成29年 4月 茨城県教育研修センター 主査 令和 4年 3月 茨城県教育研修センター退職 令和 4年 取手市役所会計年度任用職員 5月 令和 5年 3月 取手市役所退職

その他の経歴

令和 5年 1月人権擁護委員 現在に至る令和 6年 4月取手市教育委員会委員 現在に至る

諮問第6号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員として、廣瀬 智子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条 第3項の規定に基づき議会の意見を求める。

記

氏 名 廣瀬智子(ひろせ ともこ)

令和7年9月2日提出

氏 名 廣瀬 智子(ひろせ ともこ) # 15 P (C 7 性)

生年月日 昭和32年9月15日(67歳)

住 所 取手市下高井

学 歴

昭和53年 3月 聖徳学園短期大学卒業

職歷

昭和53年 4月 取手市役所入庁

平成21年 4月 取手市立戸頭北保育所 主任保育士

平成24年 4月 取手市立白山保育所 所長

平成27年 4月 取手市立久賀保育所 所長

平成30年 3月 取手市役所定年退職

令和 元年 6月 取手市役所非常勤職員

令和 2年 4月 取手市役所会計年度任用職員

令和 4年 3月 取手市役所退職

その他の経歴

令和 5年 1月 人権擁護委員 現在に至る